

平成22年度～23年度日米アホウドリ衛星追跡調査について

1. 背景と経緯

平成12年5月にアラスカ州アンカレッジで開催された日米渡り鳥等保護条約定期会合において、アホウドリの海洋上での行動パターンを把握し、当該種の生態に関する基礎的な知見を得ることにより今後の保護対策に資することを目的として、人工衛星を使った日米共同調査を実施することが合意された。

これを踏まえ、平成13年度からわが国の環境省（実施機関：山階鳥類研究所）及び米国内務省魚類・野生生物局により、アホウドリの行動追跡調査が開始された。これまでに、非繁殖期の行動追跡調査（平成13年度～15年度）により計19個体の追跡を実施し、鳥島からアリューシャン列島までのおおまかな渡り経路が解明された。

さらに、平成16年10月にアラスカ州アンカレッジで開催された日米渡り鳥等保護条約会議において、アホウドリの周年行動圏の解明のための次のステップとして、米国側より繁殖個体の衛星行動追跡の要望があったこと等を受けて、平成17年度から3シーズンの育雛期の行動追跡調査を実施した。平成20年からは、これまで明らかになっていない抱卵期の行動追跡調査を実施するとともに、鳥島及び聳島における巣立ちヒナの行動追跡調査についても実施しているところである。

2. これまでの衛星追跡調査の結果

（1）平成13年度～平成15年度

5月初～中旬に発信機を装着したアホウドリはいずれも、三陸沖を経て千島列島あるいはアリューシャン列島に向かって北上したことが確認された。千島列島沖に到達した個体では長期間同一海域に滞留し、この海域がアホウドリの索餌海域であることが推察された。最も長期に渡り追跡できた個体は、9月はじめにアラスカ州アンカレッジ沖に達したことが確認された。

（2）平成17年度～平成19年度

2月初～中旬に発信機を装着し、育雛期の索餌海域は伊豆諸島北部から茨城県沖にかけての海域が中心であったことを、この調査で初めて明らかにした。

（3）平成20年度

11月下旬に成鳥に発信器を装着し、抱卵期の索餌海域として福島県沖から岩手県沖にかけての海域が使われていることを、この調査で初めて明らかにした。

（4）平成21年度～平成22年度

平成21年5月中旬に鳥島及び聳島の巣立ち前のヒナ（各7羽）に発信器を装着した。うち各2羽はハーネス法による装着で、巣立ち後1年間以上継続追跡中で（22年8月末日現在）、長期間の移動経路が判明した。

さらに、22年5月中旬に鳥島及び聳島の巣立ち前のヒナ（各6羽、うちハーネス法各2羽）に発信器を装着し、現在追跡中。

2. 今後の衛星追跡調査の計画

平成 22 年度

平成22年度の追跡調査計画：アホウドリ幼鳥の行動については、平成20年5月に米国魚類野生生物局と山階鳥類研究所により実施された、鳥島及び聳島の巣立ちヒナの追跡調査により初めて一部が明らかにされたものであり、平成21年2月に開催された日米渡り鳥等保護条約会議において、米国魚類野生生物局との間で、今後数年は対象を巣立ちヒナとして調査の継続を図る事が合意されている。平成22年度についても、鳥島・聳島の巣立ちヒナの追跡調査を日米共同調査と位置付け、平成21年度にハーネス法で送信機を装着した個体、および平成22年5月送信機を装着した個体について電波受信が途絶えるまで引き続きデータを受信し、衛星追跡結果を解析する。なお、平成23年度以降の送信機の装着数や装着方法についてはこれまでの調査結果等を元に、米国魚類野生生物局と調整を行う。